

業務委託契約書

1. 件名 元宿浄水場等運転管理業務委託「長期継続契約」
2. 履行場所 桐生市内一円
3. 委託期間 令和 8年 4月 1日～令和 11年 3月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
4. 業務委託料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
5. 契約保証金 免除

上記の業務委託について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

委託者
住所 桐生市織姫町1番1号
桐生市（水道事業）
氏名 桐生市長 荒木 恵司 印

受託者
住所
氏名

目次

第 1 条	総則	契-1
第 2 条	公共性及び民間事業の趣旨と尊重	契-1
第 3 条	秘密の保持と情報の開示	契-1
第 4 条	関係法令の遵守	契-1
第 5 条	専属的管轄裁判所	契-1
第 6 条	書面主義	契-1
第 7 条	権利義務の譲渡禁止	契-1
第 8 条	再委託等の禁止	契-1
第 9 条	著作物の使用等	契-1
第 10 条	産業財産権の保持	契-2
第 11 条	監督職員	契-2
第 12 条	統括責任者	契-2
第 13 条	施設機能の確認及び使用	契-2
第 14 条	業務委託料の額	契-2
第 15 条	委託業務着手届、業務履行計画書	契-2
第 16 条	性能保証	契-3
第 17 条	物品等の調達	契-3
第 18 条	水質異常に対する措置	契-3
第 19 条	協働の措置	契-3
第 20 条	臨機の措置	契-3
第 21 条	委託業務記録の作成	契-3
第 22 条	履行の報告	契-3
第 23 条	貸与品等	契-3
第 24 条	契約の変更	契-4
第 25 条	委託業務の検査	契-4
第 26 条	実施状況の確認	契-4
第 27 条	業務委託料の支払	契-4
第 28 条	改善通告	契-5
第 29 条	改善計画書の変更	契-5
第 30 条	統括責任者等の交代要求	契-5
第 31 条	統括責任者等に対する措置請求	契-5
第 32 条	契約期間終了に伴う業務引継等	契-5
第 33 条	契約期間終了時の施設の確認	契-6
第 34 条	契約不適合責任	契-6
第 35 条	一般的損害	契-6
第 36 条	第三者に及ぼした損害	契-6
第 37 条	法令変更に伴う通知の付与	契-7
第 38 条	法令変更に伴う協議及び追加費用の負担	契-7
第 39 条	不可抗力による損害	契-7
第 40 条	不可抗力による契約の解除	契-7
第 41 条	受託者の債務不履行等による契約の解除	契-7
第 42 条	委託者の債務不履行等による契約の解除	契-8
第 43 条	損害賠償	契-8
第 44 条	公租公課	契-8
第 45 条	保証金	契-8
第 46 条	物価の変動に基づく委託料の変更	契-9
第 47 条	保険	契-9
第 48 条	紛争の解決	契-9
第 49 条	規定の適用と準用	契-9
第 50 条	疑義等の協議	契-9

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、元宿浄水場等運転管理等業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）及び元宿浄水場等運転管理等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）等に従い、この契約を履行する。

(公共性及び民間事業の趣旨と尊重)

第2条 受託者は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、業務委託が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(秘密の保持と情報の開示)

第3条 委託者及び受託者は、契約の履行に関して知り得た情報を本業務以外に使用してはならず、かつ、第三者に漏らしてはならない。

2 前項の定めは、頭書の契約期間終了又は解除後も存続する。

3 受託者は委託者の承認を得て管理している書類及び図書等（データを含む）を委託者の許可なく外部に持ち出してはならず、かつ第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。

4 委託者又は受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報、委託者及び受託者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の許可を必要とする。

(関係法令の遵守)

第4条 受託者は、業務の履行に当たり、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意義務をもって、本委託を実施する。

(専属的管轄裁判所)

第5条 委託者及び受託者は、本契約に関連する一切の当事者間の紛争については、頭書の業務場所を管轄する前橋地方裁判所桐生支部を、第一審の専属的管轄裁判所とすることに同意する。

(書面主義)

第6条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 受託者は、委託者の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位を移転し、又は権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 受託者は、委託者の所有する既存施設等について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(再委託等の禁止)

第8条 受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部についてあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(著作物の使用等)

第9条 委託者及び受託者は、委託業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用すること

ができる。使用する著作物に際し、その使用料の支払は免除される。

(産業財産権の保持)

第10条 本業務の実施に関連して受託者が開発した全ての手法、技術、知識、発明、その他産業財産権は、委託者及び受託者の双方が保持する。

- 2 委託者は、契約期間中、契約期間終了後、又は解除後も前項の産業財産権を使用することができる。ただし、これらの権利を売却等の処分又は他人に譲渡してはならない。
- 3 契約が終了した場合又は委託者が契約を解除した場合、受託者が本業務に使用するために開発した技術（ソフトウェア、ハードウェア等）の使用権は、委託者及び受託者の双方が保持する。

(監督職員)

第11条 委託者は、委託業務を監督するとともに、受託者との連絡及び交渉にあたらせるため、監督職員を定める。

- 2 委託者は、前項により監督職員をおいたときは、その職名及び氏名を受託者に通知する。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する回答
 - 二 契約の履行に関する受託者との協議
 - 三 受託者の総括責任者及び従事者が不適と見なす場合の交替要求
- 4 前項の規定により、監督職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。
- 5 契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

(総括責任者)

第12条 受託者は、委託業務の履行に関し、その管理を行う現場業務の責任者である総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、委託業務の履行に関する従事者を選任し、指揮、監督する。
- 3 総括責任者は、本件施設に専従するものとし、委託業務の実施を統括する。

(施設機能の確認及び使用)

第13条 委託者及び受託者は、契約締結後速やかに、既存施設等の性状、規格、種類、機能、数量、その他の内容について、双方立会いのうえ、確認するものとする。

- 2 受託者が委託業務を遂行するにあたり、委託者は本件施設等の一部を受託者の現場事務所として、受託者に使用させることができるものとする。
- 3 本契約に従い受託者が調達する義務を負うものを除き、委託者は受託者による委託業務遂行にあたって必要な施設、機材等を貸与又は支給することができる。また、受託者は、委託業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。
- 4 受託者は、本件施設等について、善良なる管理者の注意義務をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管するものとする。

(業務委託料の額)

第14条 委託者は、受託者に対し、委託料として [*****] 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

- 2 前項の委託料は、委託料を契約期間の月数で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。

(委託業務着手届、業務履行計画書)

第15条 受託者は、契約締結後、一般仕様書及び特記仕様書等に基づいて、委託業務着手

届及び業務履行計画書を作成し、契約締結後10日以内に委託者に提出する。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項に基づく業務履行計画書の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。

(性能保証)

第16条 受託者は、委託者に対し、契約期間を通じて供給水量、水質及び水圧その他の性能を保証する。

- 2 委託者は受託者に対し、供給水量、水質及び水圧その他の性能を確保するための必要な措置を合理的な範囲で講じることを保証する。

(物品等の調達)

第17条 委託者から受託者に貸与されるものを除き、受託者は、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要なとなる消耗品、資機材、事務用品その他の物品を調達する。

(水質異常に対する措置)

第18条 浄配水場等の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が水道法及び一般仕様書並びに特記仕様書等に定める計画水質を満たさないときは、受託者は、当該計画水質を満たすよう速やかな対応及び本格的対策を講じるとともに、委託者にその状況を報告する。

(協働の措置)

第19条 前条の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講じ、受託者は、最大限の誠意と努力と実施をもって、委託者に協力する。

(臨機の措置)

第20条 受託者は、災害又は事故の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。受託者は、自らとった措置の内容を委託者に直ちに報告する。
- 3 委託者は、受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は、委託者及び受託者が協議の上、合理的な範囲で応分の負担をする。

(委託業務記録の作成)

第21条 受託者は、契約の履行に関連する記録等（データを含む）を作成し、整理し、常時、施設等に備えなければならない。

- 2 受託者は、一般仕様書及び特記仕様書等の定めるところにより、契約の履行に関する記録等（データを含む）を作成し、委託者の要求する記録等（データを含む）の写しを委託者に提出する。

(履行の報告)

第22条 受託者は、一般仕様書及び特記仕様書等の定めるところにより、契約の履行について毎月の月末までに月間業務完了報告書、当該年度業務完了後速やかに年間業務完了報告書、業務履行完了時には速やかに業務完了報告書により委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第23条 委託業務実施に際し、第13条第3項の規定により委託者が受託者に貸与する物品

(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、種類、引渡場所及び引渡期間は、一般仕様書及び特記仕様書等に定めるところによる。

- 2 前項の規定により委託者が受託者に貸与する貸与品等に、委託者は受託者に所有権を与えるものではない。
- 3 受託者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から10日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出する。
- 4 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 5 受託者は、一般仕様書及び特記仕様書等に定めるところにより、業務の完了、契約の解除、変更等があった場合は、貸与品等を速やかに委託者に返還する。
- 6 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(契約の変更)

第24条 本契約は、委託者及び受託者の責に帰することができない事由により、委託者又は受託者に契約変更の必要性が生じた場合、委託者又は受託者は契約変更を申し出ることができる。

- 2 委託者と受託者の両者が書面により合意した場合にのみ、契約内容の変更を行えるものとする。
- 3 委託者又は受託者は、前項の変更において、必要があると認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。契約金額の変更については、委託者及び受託者が協議して定める。

(委託業務の検査)

第25条 受託者は、契約期間中、毎月及び年度の業務の一部又は全部が完了後、毎月の末日までに委託者に月間業務完了報告書、当該年度業務完了後速やかに年間業務完了報告書、業務履行完了時には速やかに業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に受託者の立ち会いの下、一般仕様書及び特記仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、目的物又は成果物等について補正又は追完を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正又は追完を行い、委託者に補正又は追完の完了の届出を提出して委託者の再検査を受けなければならない。再検査の期日等については、前項を準用する。

(実施状況の確認)

第26条 委託者は、契約期間中、受託者が実施する委託業務の質及び内容並びに成果を確保するため、次項の定めるところにより委託業務の実施状況を確認する。

- 2 委託者は、第22条に規定する業務完了報告書に基づき、受託者の立ち会いの上、書類検査及び現地検査により、委託業務の実施状況を確認するものとする。
- 3 前項によるほか、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、委託業務の実施状況を検査することができる。この場合において、受託者は、委託業務の実施状況を説明し、又は書類を提出する等により、委託者に協力しなければならない。

(業務委託料の支払)

第27条 受託者は、第25条第2項の検査又は第25条第3項の再検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業

務委託料を支払わなければならない。

- 3 委託者がある責に帰すべき事由により第25条第2項又は第25条第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（改善通告）

第28条 第25条及び第26条による検査又は確認の結果、一般仕様書及び特記仕様書等において要求される委託業務の仕様の水準の未達成（以下「要求水準等の未達」という。）が判明した場合には、委託者は、受託者に対して、当該要求水準等の未達の部分又は機能等を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告する。

- 2 受託者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から14日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、その実施状況を委託者に報告する。
- 3 委託者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。なお、受託者は、これを拒むことはできない。

（改善計画書の変更）

第29条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに是正がなされなかったときは、委託者は受託者に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

（総括責任者等の交代要求）

第30条 前条に基づく再度の改善計画書に定める期日までに、仕様書等に定める要求水準等の未達が是正されないときには、委託者は受託者に対し、総括責任者等の交代を要求することができる。なお、受託者は、これを拒むことはできない。

（総括責任者等に対する措置請求）

第31条 委託者は、総括責任者又は受託者の使用人若しくは第8条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当を認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

（契約期間終了に伴う業務引継等）

第32条 受託者は、次期運転管理業務委託の受注者決定後に引継ぎを次期運転管理業務委託契約書に基づく次期業務準備期間において、委託者の承認を得た引継書により確実に行い、又は第40条第1項及び第41条第1項の規定により契約が解除されたときは、解除の通知がなされた日から解除日までに、受託者は委託者の指定する次期運転管理業務委託の受注者に、対象施設・設備の維持管理に係る業務引継を確実に行うものとする。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 受託者が引継の必要がない事由を書面で提出し、これを委託者が認めたとき。
 - 二 委託者が引継の必要がないと認めて、これを受託者に通知したとき。
- 2 受託者は、次期運転管理業務委託の履行に支障がないよう委託者に納入済のデータ、運転や機器状態等に係るデータ及び関連図書等を次期運転管理業務委託の受注者に無償で貸与すること。
 - 3 引継の内容、期間等は委託者及び受託者の協議により定める。その費用は本契約に含まれる。ただし、過分の費用を要する場合は受託者の要請により委託者と協議することができる。
 - 4 受託者は、本契約期間が満了したとき又は期間内に契約が解除となったときは、引継書、委託者に納入済のデータ、運転や機器状態等に係るデータ及び関連図書等を速やかに委託者に引き渡すこと。
 - 5 委託者は、委託者が指定する次期運転管理業務委託の受注者に受託者が引継する際には、その内容・期間等については、必要に応じて調整する。

(契約期間終了時の施設の確認)

- 第33条 契約が終了するときは、委託者及び受託者の双方が立会いの上、既存施設等について、第13条第1項に基づき確認した既存施設等の内容と相違がないことを確認する。
- 2 前項の確認の結果、既存施設等の内容との相違があるときは、受託者は、自己の責任と費用により必要な修補等の追完を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗等の場合及び委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。
 - 3 委託者は、契約終了時に施設機能の確認を行う。その結果、施設機能に著しい劣化又は不具合が認められその原因が受託者の運転操作及び維持管理等にあると認められる場合には、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第34条 委託者は、契約期間終了から1年経過するまでの間に、受託者の業務の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を知った場合は、委託者は、受託者に対して当該契約不適合の修補等の履行の追完を請求することができる。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じた場合は、請求を行うことができる期間は10年とする。
- 2 委託者において、契約不適合に起因して委託業務の対象施設の内容又は機能等に損害が発生した場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(一般的損害)

- 第35条 委託業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。）については、受託者が負担する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により生じた業務履行に係る損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第36条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者はその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等の定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでは

ない。

- 3 前2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、受託者はその紛争の処理解決にあたるものとし、委託者は受託者に協力するものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第37条 本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って委託業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、受託者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに委託者に通知する。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第38条 委託者は、前条の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更及び追加費用の負担等について、受託者と協議する。

(不可抗力による損害)

第39条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動、その他自然的又は人為的な事象であって、委託者及び受託者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、契約内容に従って委託業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、受託者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに委託者に通知する。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。

- 3 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下、本条において同じとする。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

- 4 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

- 5 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、委託者及び受託者の協議の上で、合理的な範囲で支払うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第40条 本契約の締結後における不可抗力により、委託者が本委託業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な追加費用を要すると判断した場合は、委託者は受託者に通知し、協議の上、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、業務終了の60日以上前に受託者に通知するか、又は通知してから60日分の業務委託料を履行した期間までの未払いの業務委託料に加算し支払うものとする。この場合における業務委託料の支払い手続きは、委託者及び受託者が協議を行った上で定めるものとする。

(受託者の債務不履行等による契約の解除)

第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- 一 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- 二 受託者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

- 三 総括責任者を配置しなかったとき。

- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達

成することができないと認められるとき。

五 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

六 第42条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

七 受託者が破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別精算のいずれかの手続について、権限を有する取締役会等でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。

八 第7条（権利義務の譲渡禁止）に違反し、委託代金債権を譲渡したとき。

- 2 前項に規定する場合のほか、委託者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

（委託者の債務不履行による契約の解除）

第42条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

一 委託者が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第27条第2項に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。

二 委託者が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。

三 委託者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。

- 2 受託者が、前項の規定により本契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払の委託料について、委託者及び受託者の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第27条の規定を準用する。

（損害賠償）

第43条 委託業務の履行にあたり、委託者及び受託者がそれぞれの責に帰すべき事由により、相手方又は第三者への損害を与えた場合は、法令又は本契約上責任を負うべきものであり、かつ、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、委託者及び受託者それぞれが当該損害の賠償を行う。

- 2 委託者又は受託者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。受託者が、第三者と和解等する場合は、委託者の承諾を得なければならない。

- 3 前2条に基づき、本契約が解除され、本契約を解除した者が被害を被った場合、相手方は、当該損害を賠償する。

（公租公課）

第44条 契約に関して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とする。委託者は、契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

（保証金）

第45条 受託者は契約締結と同時に、委託者に契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が保険会社との間に、委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、本契約の履行後還付する。この場合、一切の利息は付さないものとする。

- 3 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、委託業務の契約期間の終了に伴う履行の確認を行ったとき、委託者は当該契約保証金又は担保を受託者に返還しなければならない。

(物価の変動に基づく委託料の変更)

第46条 予期することのできない特別な事情により契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

(保険)

第47条 受託者は、契約期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。

2 受託者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを委託者に提出する。

3 委託者が必要と認めた所有及び管理する施設等に関する保険、火災保険等は、委託者が付保する。

(紛争の解決)

第48条 この約款の各条項において、委託者及び受託者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服ある場合、その他契約に関して委託者及び受託者の間に紛争が生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者及び受託者が協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人、受託者から業務を委託された者、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争、及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第31条第2項の規定により受託者が決定を行った後、若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後、又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続き前又は手続中であっても、同項の委託者及び受託者の間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起、又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(規定の適用と準用)

第49条 本契約に定めのない事項については、原則として、一般仕様書及び特記仕様書に定めるところによる。

2 本契約と一般仕様書又は特記仕様書との間に齟齬又は矛盾がある場合には、一般仕様書又は特記仕様書が優先的な効力を有する。

3 前項までの規定を適用しても本契約の解釈に不足する場合は、桐生市業務委託契約約款（調査・設計）を準用する。

(疑義等の協議)

第50条 本契約書又は仕様書等に定めのない事項（第49条により解釈できるものを除く。）、又は本契約書若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じた場合、その都度、委託者及び受託者が信義誠実に協議のうえ解決する。